

# 山梨県臨床心理士会会則

制 定：平成 5年 9月 4日

最近改正：平成29年 6月 25日

## 第1条 名称

この会は「山梨県臨床心理士会」と称する。

## 第2条 目的

この会は「臨床心理士」の資格取得者の相互の連携を密にし、「臨床心理士」としての資質と技術の向上を計り、その技能を社会に還元し、また会員の権利を擁護し利益を向上させることを目的とする。

## 第3条 事業

前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の研鑽のための研修会や事例検討会などの開催
- (2) 技能を社会に還元するため、講演会や相談事業などの開催
- (3) 関係団体等との連絡、交流
- (4) 会報等の発行
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要と認める活動

## 第4条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、幹事会で認められた「臨床心理士」をもって構成する。  
また、この会に準会員を置くことができる。準会員規定は別に定める。

## 第5条 入会および退会

本会への入会、退会を希望する者は、事務局に申し出、幹事会で承認を受けなければならない。

## 第6条 会員の資格喪失

会員は、次の理由により、その資格を失う。

- (1) 会員の自由意志による退会
- (2) 2年以上の会費の未納があるとき
- (3) 事務局との連絡が2年以上途絶えてしまったとき
- (4) この会の目的に著しく違反する行為を行なったとき。

なおこの場合は総会での承認が必要となる

## 第7条 事務局

本会の事務局は幹事の所属する機関に置き、事務局長および事務局員を置く。事務局は本会の事業の事務を処理する。

## 第8条 役員

本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 各委員会の長
- (5) 監事 2名

## 第9条 役員を選出

役員は以下の方法により選出される。

- (1) 幹事は、各委員会の長（第17条）、副会長および事務局長をもって充てる。  
各委員会の委員長は、別に定める選挙規定に従って選出する。ただし、倫理委員長は幹事会の推薦による。
- (2) 会長は、幹事の互選により指名され、総会の承認をもって任命される。
- (3) 会長は、副会長を若干名指名し、幹事会の承認をもって任命する。
- (4) 会長は、事務局長および監事を指名し、幹事会の承認をもって任命する。

## 第10条 役員の職務権限

各役員の職務権限は次の通り。

- (1) 会長はこの会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 幹事は、幹事会を組織し会の運営にあたる。
- (4) 監事は、本会の会務および会計を監査し、総会に報告しなければならない。

## 第11条 役員の任期

前条の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお職場異動などで役員に欠員を生じた時は、必要に応じて補充することが出来る。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

## 第12条 顧問・名誉会員

この会には、会の発展に資するために顧問、名誉会員を置くことが出来る。

## 第13条 会議の種類

この会の会議は、総会および幹事会とする。

## 第14条 会議の招集

総会および幹事会は会長が招集する。

#### 第15条 総会の開催および決議

総会は会の最高決定機関で、年1回以上開催し、会員の過半数以上(委任状を含む)をもって成立する。  
総会における決議は、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

#### 第16条 幹事会の開催および決議

幹事会は必要に応じて随時開催する。  
幹事会における決議は、幹事の過半数以上の同意を必要とする。

#### 第17条 委員会

この会は委員会を設置することができ、各委員会は総会で承認された事業計画に基づき運営にあたる。  
会員は、本会の委員会に1つ以上所属しなければならない。  
各委員会は、委員長を1名選出する。また、必要に応じ副委員長を2名までおくことができる。  
委員長は、複数の委員会の委員長を兼任することはできない。  
新たな委員会活動の開設および委員会活動の解散を行う場合は、総会の承認を得るものとする。

#### 第18条 事務局所在地

本会の事務局所在地は現在は次の通り。  
平成19年6月～現在 〒400-8555 山梨県甲府市横根町888 山梨英和大学内

#### 第19条 会則改正

本会の会則改正は、総会において行う。

#### 第20条 会計年度

会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの間とし、年度途中の入会者はその年度の会費を完納し、退会者は未納会費を完納しなければならない。

#### 第21条 年会費

年会費は6,000円とする。

#### (附則)

平成 6年4月23日	一部改正	平成29年6月25日	一部改正
平成 7年5月23日	一部改正		
平成 8年5月11日	一部改正		
平成 9年4月26日	一部改正		
平成15年5月31日	一部改正		
平成17年5月21日	一部改正		
平成24年4月14日	一部改正		
平成24年6月30日	一部改正		
平成25年6月 8日	一部改正		
平成26年6月 7日	一部改正		

## 細 則

制 定 : 平成9年4月26日

最近改正 : 平成26年6月7日

### 名誉会員について

1. 名誉会員の会費は無料とする。

### 準会員について

1. 準会員は、心理臨床業務に従事し、本会の目的に賛同し、会員の推薦を受け、幹事会で認められた者とする。
2. 準会員は、年度会費を4,000円とする。
3. 準会員は、本会が主催する諸事業および活動に参加することができ、また、本会からの情報を受けることができる。
4. 準会員は、総会において発言権を有するが決議権はない。

### 委員長選出に関する選挙規定

制 定 : 平成24年4月14日

1. 本会において設置した各委員会は委員長を1名選出する。
2. 各委員会の委員長は、各委員会に所属する委員の互選により指名され、総会の承認をもって任命される。